

## 令和2年度岐阜県内部統制評価報告書

岐阜県知事古田肇は、地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

### 1 内部統制の整備及び運用に関する事項

岐阜県では、平成18年7月に発覚した不正資金問題に対する深い反省の上に立って策定した「岐阜県政再生プログラム」及び「岐阜県職員倫理憲章」に基づき、透明性が高く信頼される岐阜県政に生まれ変わるための改革に取り組んできたところです。

職員一人ひとりが岐阜県政再生に向けた決意を改めて胸に刻み、県政のガバナンスをより強固で適正なものにしていくため、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づく「岐阜県内部統制基本方針」を策定し、これまでの取組を基盤とした内部統制制度を確立しました。

当該方針に基づき、知事部局及び行政委員会等の財務に関する事務、並びに知事部局の財務以外の事務（許認可、事務引継、自動車運転、公印管理、情報管理、組織運営ほか所属固有の事務）に係る内部統制体制の整備及び運用を行っております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、又は当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

### 2 評価手続

本県においては、令和2年度を評価対象期間とし、令和3年3月31日を評価基準日として、ガイドラインの「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、財務に関する事務及び財務以外の事務を対象とした内部統制の評価を実施しました。

### 3 評価結果

上記評価手続のとおり、ガイドラインに規定する評価作業を実施した限り、財務に関する事務において評価対象期間中の運用上の重大な不備を把握したため、当該事務に係る内部統制は、評価対象期間において有効に運用されていないと判断しました。

また、財務以外の事務に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備及び評価対象期間において有効に運用されていると判断しました。

#### 4 不備の是正に関する事項

##### ①公金紛失

岐阜農林高等学校において、職員により牛の売却代金累計約 108 万円を横領された事案が発生しました。把握後、速やかに対応を行った結果、適切な状況を回復しておりますが、岐阜県における学校事務に対する信用の低下を招いたものと考えております。

こうした不備の再発を防ぐため、教育長より関係学校長に対し、生産物売払収入に伴う会計事務の適正な実施を徹底するよう周知しました。また、出納管理課より全所属に対し、物品の処分に係る会計事務の適正な執行について周知・徹底しました。

令和 3 年度においては、4 月に関係学校を対象とした会計事務の一斉点検及び関係職員を対象とした重点的な研修を実施しました。

##### ②特殊勤務手当の支給誤り

海外戦略推進課において、職員により平成 31 年 3 月から令和 3 年 5 月までの間、外国勤務手当のうち住居手当相当額の一部として、累計約 168 万円（評価対象期間中の累計約 107 万円）を不正受給された事案が発生しました。把握後、速やかに対応を行った結果、適切な状況を回復しておりますが、岐阜県における給与等支給事務に対する信用の低下を招いたものと考えております。

令和 3 年度においては、こうした不備の再発を防ぐため、実際の家賃支払額を金融機関取引明細等により現況確認することを制度化するとともに、全ての職員に対し、改めて法令遵守・公務員倫理の保持等を徹底します。

令和 3 年 7 月 3 0 日

岐阜県知事 古田 肇